

# 特記仕様書

---

業務番号 第 104 号

---

業務名 後志管内 治山施設点検診断効果促進事業委託業務

---

北海道後志総合振興局

---

## 1 北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書の適用

本業務は、「北海道 森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書（令和6年4月改訂版）」に基づき実施すること。

## 2 概数

公示用設計書の内訳書等の「摘要」又は「備考」欄に「概数」と記して示した数量は、概数であり、必要に応じて設計変更をする。

また、概数に係るものの実施にあたっては、業務担当員と実施時期、実施方法等について打ち合わせを行い、承諾を得た上で実施すること。

なお、設計上過大な出来高に対して変更するものではないので留意すること。

## 3 設計書の作成について

「調査測量業務等共通仕様書」第2章2-2に、「寸法単位は、mmとする。」と記載されているが、この業務については図面に表示する寸法等の単位は“m”とし、詳細図や標準図などmによりがたい場合はmm単位とする。

## 4 成果品について

- (1) 本業務における成果品については、別紙1「成果品内訳」により提出することとし、これに依りがたい場合は、業務担当員に協議すること。  
また、平面図は、施工に必要な事項や位置を図示したものを作成すること。
- (2) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【森林土木業務編】（平成27年7月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとし、業務担当員と協議のうえ、電子化の範囲等を決定しなければならない。
- (3) 成果品は、「国土交通省の電子納品要領（案）及び関連基準（案）等を準用して作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副1部ずつ提出する。「ガイドライン」及び「要領」に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」及び「要領」の解釈に疑義がある場合は業務担当員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子化の困難な資料及び打合せ簿、委託業務月報等の押印された書類については、紙による成果品を1部納品する。また、A3版縮小の設計図を1部紙で納品する。

## 5 参考文献等

本業務における構造規模等の技術上の基本的事項は、次の文献（各最新版）に依ること。

また、その他の文献、資料、カタログ等による事項においては、その根拠を明確にし、報告書に名称等を記載すること。

- (1) 治山技術基準解説（総則・山地治山編）（（社）日本治山治水協会発行）
- (2) 治山技術基準解説（防災林造成編）（林野庁監修）
- (3) 治山技術基準解説（保安林整備編）（林野庁監修）
- (4) 治山技術基準解説（地すべり防止編）（林野庁監修）
- (5) 治山技術基準解説（運用）（北海道水産林務部林務局治山課監修）
- (6) 治山構造物基礎調査設計の方法について（北海道水産林務部林務局治山課監修）

## 6 業務処理計画書について

本業務箇所までの通勤に係る交通事故防止対策、現地測量時等の労働災害防止対策について、具体的な対策を業務計画書に記載するとともに、当該対策について必ず実施すること。

また、緊急時（災害時含む）の連絡体制等について明確に記載し、業務関係者に周知すること。

## 7 委託業務施行成績について

本業務は、施行成績評定対象業務である。

## 治山施設 詳細点検 業務仕様書

## 第1 適用

1 この仕様書は、北海道水産林務部（以下、「道」という。）が、治山事業施行地（以下「施行地」という。）において、治山施設の外観・周辺を目視により観察又は簡易な計測等を実施して、施設の損傷等の状況を把握し、補修・点検計画を取りまとめる業務（以下「詳細点検」という。）を、委託者の委託により、受託者が行う詳細点検の一般仕様を定めるものである。

なお、詳細点検には、治山施設として管理する橋梁（以下「治山橋梁」という。）への定期点検を含むものとする。

2 この治山施設詳細点検業務仕様書は、道が実施する詳細点検に適用するものとする。

3 この仕様書に定めのない事項は、北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書を準用するとともに、委託者の指示によるものとする。

4 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## 第2 業務の内容等

## 1 治山施設（治山橋梁を除く）

1) 受託者は、委託者が示した施行地において、「北海道治山施設点検・診断マニュアル」により示している点検の方法及び健全度評価に基づき、詳細点検を実施するものとする。

また、点検の結果は、「治山施設現地点検チェックシート」及び「治山施設経過点検結果整理表」に記載するものとする。

2) 業務区分毎の内容については、「表-1」のとおり。

(表-1) 詳細点検の業務の内容

業務区分		内容	
事前調査	内業	調査計画	治山台帳等の既存資料から、詳細点検を実施する箇所を設定し、点検対象の構造物の位置、諸元、保全対象等を把握する。
現地調査	外業	点検対象の構造物について、位置確認、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び損傷の状況を記録し、写真撮影を行うとともに、補修計画、点検計画を検討する。 1箇所複数の構造物がある場合には、それぞれについて現地調査を実施する。 事前調査で把握した以外の治山構造物が現地で確認された場合は、当該構造物についても現地調査を行い取りまとめるものとする。	
		位置確認	点検対象の構造物の位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。
		目視観察 簡易計測	点検対象の構造物の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、施設の異常の有無、損傷の状況等を把握して記録する。
			点検対象の構造物周辺の森林等を目視で確認して、復旧状況、荒廃状況を記録する。
		写真撮影	点検対象の構造物の状況について、全景、異常部位の状況の写真撮影を実施する。
		点検計画	点検対象の構造物について、詳細調査の必要性・緊急性、点検計画（内容・頻度など）を判断して記録する。
補修計画	点検対象の構造物について、補修等の必要性・緊急性、補修等の計画（工法、概略規模）を判断して記録する。		
取りまとめ	内業	帳票作成 写真整理	点検対象の構造物について、現地調査の結果を整理し帳票に記載するとともに、写真を整理し保存して、報告書を作成する。

## 3) 業務の単位については、「表-2」のとおり。

(表-2) 詳細点検業務の1箇所の単位

施設区分	内容
溪間工	・ 治山ダム（堰堤工・床固工・谷止工）は、1基を1箇所とする。 ・ 副ダム、側壁、護岸など治山ダムと一体となった構造物は、治山ダム1箇所に含まれるものとする。
山腹工	・ ひとまとまりの施工区域に、土留工・水路工（集水柵・帯工を含む。）・法枠工等の構造物が一体的に設置されている場合は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、表-3に示した施設は、箇所数に加算して計上する。（事前調査を除く）
落石防止工	・ ひとまとまりの施工区域に、一体的に設置されている複数の構造物は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、落石予防工と落石防止工は、それぞれ1箇所として計上する。
地すべり防止工	・ ひとまとまりの地すべりブロック内に、一体的に設置されている複数の構造物（土留工・水路工等）は、全体で1箇所とする。 ・ 同一施工区域にあっても、表-3に示した施設は、箇所数に加算して計上する。（事前調査を除く）
防潮工	・ 連続した構造物（防潮堤等）は、施工時の工区ごとに1箇所とする（500m以内）。
なだれ防止施設	・ ひとまとまりの施工区域に、一体的に設置されている複数の構造物（雪び予防工。発生予防工等）は、全体で1箇所とする。

※ 山腹工、落石防止工、地すべり防止工、なだれ防止施設における「ひとまとまりの施工区域」「ひとまとまりの地すべりブロック」とは、単年の同一地区名の施設とする。

## 4) 施設に応じた箇所数の加算については、「表-3」のとおり。

なお、該当する施設が詳細点検を実施する施設であった場合のみ加算することとし、同一施工区域内で、経過点検を実施する施設が加算対象施設としても加算計上はしない。

(表-3) 箇所数に加算する構造物

名称	1箇所の換算	摘要
アンカー工	1斜面当たり	グラウンドアンカー工を含む。
補強土工	1斜面当たり	鉄筋挿入工
杭工・シャフト工	1斜面当たり	位置が不明瞭な構造物は除く。
ボーリング暗渠工	1群当たり	
集水井工	1基当たり	排水ボーリングの排水口を含む。
排水トンネル工	1坑口当たり	

(注) 山腹工、地すべり防止工の現地調査及び取りまとめについては、本表の構造物の箇所数を加算して積算する。

## 2 治山橋梁

- 1) 受託者は、委託者が示した治山橋梁について、「林道施設長寿命化対策マニュアル」（林野庁整備課、平成 28 年 3 月）により示している定期点検の方法及び健全性の評価に基づき、詳細点検を実施し、その結果を同マニュアルの「橋梁点検調査様式」に記載するものとする。
- 2) 治山橋梁についての詳細点検業務を実施する際は、必ず有資格者が現場に常駐しなければならない。また、点検・診断者は、技術士（鋼構造及びコンクリート）、国土交通省が認定した民間資格の有資格者又は以下のいずれかの要件に該当するものとする。
  - ① 道路橋の設計、施工、管理に関する実務経験又は専門知識を有すること。
  - ② 道路橋の点検に関する技術と実務経験を有すること。
- 3) 安全管理として、受託者は、点検作業において必要があると思われる場合、適切な保安施設を設けるなどの現地調査員の安全管理はもとより、道路を通行する車両に対しても十分な注意をはらうこと。

## 第3 設計変更

現地調査の結果、事前調査までに把握されなかった構造物が現地確認された場合や、詳細点検の実施が困難な場合について、委託者と受託者で協議の結果、箇所数に変更があった場合は、設計変更を行うものとする。

## 第4 業務の報告

受託者は、現地調査の結果により、構造物の健全度が著しく低い場合や、保全対象との近接度から、構造物に異常があった際に、保全対象へ影響を与えるおそれが高い場合、速やかに委託者へ点検結果を報告するものとする。

## 第5 成果品

受託者は、詳細点検結果に基づき次の各号に掲げる資料を作成し、委託者の指定する期日までに各1部を提出するものとする。また記録媒体（CD・DVD等）を1部提出するものとする。

- 1) 点検箇所位置図 … 国土地理院地図（1/50,000）を基本とする。
- 2) 点検箇所平面図 … 治山台帳に添付してある図面をベースとする。
- 3) 治山施設現地点検チェックシート … 治山施設点検・診断マニュアルで示す様式とする。
- 4) 治山施設経過点検結果整理表 … 現地調査の結果把握した詳細位置情報（記載する座標値は世界測地系（WGS84）とする）、施設異常の有無等を記載する。
- 5) 点検写真 … 点検状況がわかる代表写真を紙印刷するとともに電子データを納品する。
- 6) 異常箇所模式図 … 治山台帳に添付してある図面をベースにスケッチ可とする。
- 7) 報告書 … 当該仕様書に基づき、業務概要、点検結果、補修計画等を取りまとめる。

## 治山施設 経過点検 業務仕様書

## 第1 適用

- この仕様書は、北海道水産林務部（以下、「道」という。）が、治山事業施行地（以下「施行地」という。）において、治山施設の外観・周辺を目視により観察し、必要に応じて簡易な計測等を実施する業務（以下「経過点検」という。）を、委託者の委託により、受託者が行う経過点検の一般仕様を定めるものである。
- この治山施設経過点検業務仕様書は、道が実施する経過点検に適用するものとする。
- この仕様書に定めのない事項は、北海道森林土木工事測量調査設計業務等共通仕様書を準用するとともに、委託者の指示によるものとする。
- 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

## 第2 業務の内容等

受託者は、委託者が示した施行地を含む調査地区において、治山施設の詳細位置及び異常の有無を確認することを目的に、経過点検を実施するものとする。

また、経過点検の結果は、「治山施設経過点検結果整理表」に記載するものとする。

業務区分毎の内容については、「表－1」のとおり。

（表－1）経過点検の業務の内容

業務区分		内容	
事前調査	内業	調査計画	治山台帳等の既存資料から、経過点検を実施する箇所を設定し、点検対象の構造物の位置、諸元、保全対象等を把握する。
現地調査	外業		点検対象の構造物について、施設詳細位置の把握及び、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び施設異常の概要を把握する。 委託者が治山施設経過点検結果整理表で示す治山施設について現地調査を実施する。 委託者が示した以外の治山構造物が現地で確認された場合は、当該構造物についても現地調査を行い取りまとめるものとする。
		位置確認	点検対象の構造物の詳細位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。
		目視観察 簡易計測	点検対象の構造物の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、施設の異常の有無及び施設異常の概要を把握して記録する。
		写真撮影	点検対象の構造物の状況について、全景、異常部位の状況の写真撮影を実施する。
取りまとめ	内業	帳票作成 写真整理	点検対象の構造物について、施設詳細位置（座標値）、施設異常の有無等の現地調査の結果を帳票に記載するとともに、写真を整理し保存して、報告書を作成する。

業務の単位については、「治山施設経過点検結果整理表」の施設毎とし、同一施工区域内であっても施設数はまとめない。

## 第3 設計変更

現地調査の結果、経過点検の実施が困難な場合や、経過点検の結果、詳細点検の必要性が認められる場合について、委託者と受託者で協議の結果、点検内容や箇所数に変更があった場合は、設計変更を行うものとする。

#### 第4 業務の報告

受託者は、現地調査の結果により、構造物の健全度が著しく低い場合や、保全対象との近接度から、構造物に異常があった際に、保全対象へ影響を与えるおそれが高い場合は、速やかに委託者へ点検結果を報告するものとする。

#### 第5 成果品

受託者は、経過点検結果に基づき次の各号に掲げる資料を作成し、委託者の指定する期日までに各1部を提出するものとする。また記録媒体（CD・DVD等）を1部提出するものとする。

- 1) 点検箇所位置図 … 国土地理院地図等（1/50,000）を用いて、点検箇所を示したもの。
- 2) 点検施設配置図 … 施設配置図を用いて、施設の詳細位置と異常の有無、新たに把握した情報等を示したもの。
- 3) 治山施設経過点検結果整理表 … 現地調査の結果把握した、詳細位置情報（記載する座標値は世界測地系（WGS84）とする）、施設異常の有無等を記載する。
- 4) 点検施設写真 … 点検状況がわかる代表写真を紙印刷するとともに、点検した各施設写真を電子データで納品する。

治山施設現地点検チェックシート

溪間工(床固工、谷止工、護岸工、流路工等)

調査者所属		(株)〇〇コンサルタント		点検年月日	平成28年〇月〇日									
地区名		〇〇の沢		点検者指名	主任 〇〇 〇〇									
施工年度		昭和52年度(ゼロ国債)		工事番号	〇〇号									
施工箇所		〇〇郡 〇〇町 字〇〇												
緯度		36	度		分		秒	軽度	139	度	20	分	15	秒
施設名称(種別等)		No.1谷止工			諸元		コンクリート L=28.0m H=5.0m B=1.2m V=250.0m3							
工種	点検項目	異常あり	異常なし	異常の概要※	部位別健全度(1~4)	工種	点検項目	異常あり	異常なし	異常の概要※	部位別健全度(1~4)			
谷止工 床固工 帯工	本体	天端摩耗(コンクリート)	○		放水路中央部 L=5.5m、D=30cm(最大)	4	護岸工 流路工	変形						
		堤体損傷		○					傾倒					
		石積みの欠落(石積)							損傷(鋼製・木製のみ)					
		ひび割れ(コンクリート)							ひび割れ(クラック) 目地の開き (コンクリート、ブロック積)					
		ひび割れによる漏水(コンクリート) 内部材劣化による漏水(石積)	○		堤体左岸部	3		漏水						
		傾倒							ブロックの欠落 (ブロック積)					
		埋没		○					接続部開き・漏水					
		変形(鋼製・木製のみ)		○					部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)					
		部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)							部材の腐食・腐朽 (鋼製・木製のみ)					
		部材の破断・歪み欠損、中詰材の流出(鋼製・木製のみ)							基礎部洗掘					
	部材の脱落(鋼製透過型のみ)						端部洗掘							
	底盤コンクリートの摩耗(鋼製透過型のみ)	○		放水路直下 L=8m、H=20cm(最大)	3	周辺	背面土砂の沈下、流出							
	流木等による閉塞(鋼製透過型のみ)		○				その他 附帯施設等	安全施設の異常						
	袖部	損傷		○				溪岸または溪床侵食の発生や拡大	○		下流左岸にL=10mW=10m			
石積みの欠落(石積)			○				新規の山腹崩壊や地すべり、落石発生や既往崩壊地の拡大		○					
ひび割れ(コンクリート)		○		幅0.5mm L=0.8m	2	周辺の森林状況等	溪床の新規土石流堆積物や巨礫、流木の堆積	○		ガム上流H=1.0m過堆積				
変形(鋼製・木製のみ)			○				土砂等の堆積状況(堆砂敷への植生侵入状況)	○	満砂	未満砂				
部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)			○											
周辺施設	部材の破断・歪み欠損、中詰材の流出(鋼製・木製のみ)		○											
	基礎部洗掘		○											
袖部洗掘		○												
■保全対象の状況														
■施設群としての評価														
現地点検者 施設全体の 健全度判定	○ 健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷・劣化				概要	(異常の原因、修繕予定時期、修繕方法、概算工事費、判定の理由など)							
	○ 健全度Ⅱ	施設の機能は維持されているため経過観測とする。					<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本体に天端摩耗と袖部のクラックが見られることから健全度Ⅲとした。</li> <li>■ 周辺森林の侵食等から全体の健全度もⅢとした。</li> </ul>							
	● 健全度Ⅲ	機能低下が生じる可能性があり、早期に対策が必要												
	○ 健全度Ⅳ	安定性や強度が低下しており、緊急に対策が必要												

※ 異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加照査の結果等を記載する。

本野帳は主要構造物毎に整理すること。

異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。

計測値の記載例：本数(N=〇本)、延長(L=〇m)、幅(W=〇m)、深さ(D=〇m)、高さ(〇m)等

規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。



### 治山施設現地地点チェックシート

溪間工(床固工、谷止工、護岸工、流路工等)

										点検年月日			
調査者所属										点検者指名			
地区名										工事番号			
施工年度										事業名			
施工箇所													
緯度		度	分	秒	軽度	度	分	秒					
施設名称(種別等)										諸元			
工種	点検項目	異常		異常の概要※	部位別健全度(1~4)	工種	点検項目	異常		異常の概要※	部位別健全度(1~4)		
		あり	なし					あり	なし				
谷止工 床固工 帯工	本体	天端摩耗(コンクリート)				護岸工 流路工	変形						
		堤体損傷					傾倒						
		石積みの欠落(石積)					損傷(鋼製・木製のみ)						
		ひび割れ(コンクリート)					ひび割れ(クラック) 目地の開き(コンクリート、ブロック積)						
		クラックによる漏水(コンクリート) 内部材劣化による漏水(石積)					漏水						
		傾倒					ブロックの欠落(ブロック積)						
		埋没					接続部開き・漏水						
		変形(鋼製・木製のみ)					部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)						
		部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)					部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)						
		部材の破断・中語材の流出(鋼製・木製のみ)					部材の破断・中語材の流出(鋼製・木製のみ)						
	部材の脱落(鋼製透過型のみ)				基礎部洗掘								
	底盤コンクリートの摩耗(鋼製透過型のみ)				端部洗掘								
	流木等による閉塞(鋼製透過型のみ)				背面土砂の沈下、流出								
	袖部	損傷				その他 附帯施設等	安全施設の異常						
		石積みの欠落(石積)				周辺の森林 状況等	溪岸または溪床侵食の発生や拡大						
ひび割れ(コンクリート)					新規の山腹崩壊や地すべり、落石発生や既往崩壊地の拡大								
変形(鋼製・木製のみ)					溪床の新規土石流堆積物や巨礫、流木の堆積								
部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)					土砂等の堆積状況(堆砂数への植生侵入状況)		満砂	未満砂					
部材の破断・中語材の流出(鋼製・木製のみ)													
基礎部洗掘													
袖部洗掘													
■ 保全対象の状況													
■ 施設群としての評価													
現地点検者 施設全体の 健全度判定	○ 健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷・劣化				摘要	(異常の原因、修繕予定時期、修繕方法、概算工事費、判定の理由など)						
	○ 健全度Ⅱ	施設の機能は維持されているため経過観測とする。											
	○ 健全度Ⅲ	機能低下が生じる可能性があり、早期に対策が必要											
	○ 健全度Ⅳ	安定性や強度が低下しており、緊急に対策が必要											

※ 異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加照査の結果等を記載する。

本野帳は主要構造物毎に整理すること。

異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。

計測値の記載例：本数(N=○本)、延長(L=○m)、幅(W=○m)、深さ(D=○m)、高さ(○m)等

規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。

治山施設現地点検チェックシート

山腹工(土留工、水路工、法枠工、吹付工、補強土工)

										点検年月日			
調査者所属										点検者指名			
地区名										工事番号			
施工年度										事業名			
施工箇所													
緯度		度		分		秒	軽度		度		分		秒
施設名称(種別等)										諸元			
工種	点検項目	異常		異常の概要※	部位別健全度(1~4)	工種	点検項目	異常		異常の概要※	部位別健全度(1~4)		
		あり	なし					あり	なし				
土留工	本体	変形				法枠工	法枠自体が下方へ移動						
		傾倒					変形(はらみ出し、浮き等)						
		劣化・剥離					破断						
		ひび割れ(コンクリート)					ひび割れ						
		漏水					劣化・剥離						
		沈下					枠内	吹付材の流出					
		埋没					施設周辺・背面	変形・断線・緩み等					
	周辺施設	部材の腐食・腐朽(鋼製・木製のみ)				腐食							
		部材の破断・灰損、中継材の流出(鋼製・木製のみ)				変形(はらみ出し、座屈、段差等)							
		基礎部洗掘				本体	ひび割れ						
水路工	本体構	端部洗掘				吹付工	劣化・剥離						
		湧水					施設周辺・背面	湧水					
		変形					補強土工(ノンプレーム工法)	斜面内	斜面内の異常				
		破損						頭部	ロックボルトの緩み				
		ひび割れ(コンクリート)							ロックボルト、支圧板の浮き上がり				
		目地の開き(コンクリート)					ワイヤー	保護キャップの緩み、損傷					
		接続部のズレ					腐食						
	腐食(コルゲートフレーム)				変形・断線・緩み等								
	漏水				周辺の森林状況等	森林の荒廃(下層植性衰退、土壌流出等)							
	土砂等の堆積					新規の山腹崩壊、落石発生や既往崩壊地の拡大							
周辺施設	洗掘					倒木の発生							
・保全対象の状況													
現地点検者施設全体の健全度判定	<input type="radio"/> 健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷・劣化				概要	(異常の原因、修繕予定時期、修繕方法、概算工事費、判定の理由など)						
	<input type="radio"/> 健全度Ⅱ	施設の機能は維持されているため経過観測とする。											
	<input type="radio"/> 健全度Ⅲ	機能低下が生じる可能性があり、早期に対策が必要											
	<input type="radio"/> 健全度Ⅳ	安定性や強度が低下しており、緊急に対策が必要											

※ 異常の概略は、異常箇所の位置、規模、追加照査の結果等を記載する。  
 異常の規模が計測可能であれば、計測値を記入し、次のように記載する。  
 計測値の記載例：本数(N=〇本)、延長(L=〇m)、幅(W=〇m)、深さ(D=〇m)、高さ(〇m)等  
 規模の記載単位は、1mを超える場合はm単位、1m未満の場合はcm単位、1cm未満の場合はmm単位とする。





## 成 果 品 目 録

## 【詳細点検】

成 果 品 項 目	設 計 項 目	規 格 等	提 出 数 量		摘 要
			紙	電 子 媒 体	
【治山施設点検業務】					
点検箇所位置図	現地調査	適宜	1式	1式	基本1/50,000
点検箇所平面図	現地調査	適宜	〃	〃	
治山施設現地点検 チェックシート	現地調査 取りまとめ	A4版	〃	〃	
治山施設経過点検 結果整理表	現地調査 取りまとめ	A3版	〃	〃	
点検写真	現地調査 取りまとめ	A4版	〃	〃	代表写真のみ 紙印刷する
異常箇所模式図	現地調査 取りまとめ	A4版	〃	〃	スケッチ図含む
報告書	取りまとめ	A4版	〃	〃	

## 【経過点検】

成 果 品 項 目	設 計 項 目	規 格 等	提 出 数 量		摘 要
			紙	電 子 媒 体	
【治山施設点検業務】					
点検箇所位置図	現地調査	適宜	1式	1式	基本1/50,000
点検施設配置図	現地調査	適宜	〃	〃	
治山施設経過点検 結果整理表	現地調査 取りまとめ	A3版	〃	〃	
点検施設写真	現地調査 取りまとめ	A4版	〃	〃	代表写真のみ 紙印刷する